

●香川県告示第480号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成22年11月26日から同年12月17日まで一般の縦覧に供する。

平成22年11月26日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路線名 粉所西中徳線（167号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
高松市塩江町安原下第2号字奥野 390番1地先から 高松市塩江町安原下第2号字奥野 380番3地先まで	9.8~16.5	139	平成10年香川県告示第148号で 変更した区域の一部及び平成22 年香川県告示第446号で変更し た区域

- 4 供用開始の期日 平成22年11月30日